

(10) 旋回径 Tactical diameter

$$d = f \frac{L^2 b}{A} \text{ (呎)}$$

L は船體垂線間の長さ (呎)

b は平均吃水 (呎)

A は水面下片面舵面積 (平方呎)

f は係數

0.055~0.075

普通 0.063

(11) 木製デリックの安全推力

$$T = \frac{4R^4}{L^2} \text{ (噸)}$$

L はデリックの長さ (呎)

R は直径 (吋)

(12) 短艇の重量

$$W = B^2 \times L \times K \text{ (噸)}$$

B は幅 (呎)

L は長さ (呎)

K は係數

救命艇 1.9, ギグ 1.0

[10] 船體部屬具表

船具名稱	航行區域				汽	帆	汽	帆	汽	摘要
	遠洋	近海	沿海	平水						
鐘	1	1	1	1	1	1				徑 203 耗以上にして適當の場所に懸垂することを要す
時計	2	2	2	1	1	1	1	1		湖川港内を限り航行する船舶には管海官廳の見込により船長の所持品を以て之に代用することを得
双眼鏡	1	1	1	1	1	1				總噸數 30 噸未滿の帆船には之を備へざるも妨なし
晴雨計	1	1	1	1	1	1				同
海水用寒暖計	1	1								同
手用測程具		1	1	1						同
砂漏計		2	1	1						同
測定機械	2		1							
手用測鉛	2	2	2	2	2					測鉛の重量は手用測鉛にありては 3.2 疋以上、深海測鉛にありては 12.6 疋以上なることを要す測鉛に附する線の長さは手用測鉛にありては 46 米以上深海測鉛にありては 230 米以上なることを要す。總噸數 30 噸未滿の帆船には之を備へざるも妨なし
深海測鉛	1	1	1	1						
測深機械	1		1							旅客船にあらざる船舶、總噸數 800 噸未滿の旅客船及臨時旅客又は甲板旅客を搭載する爲旅客船となりたる船舶には之を備へざるも妨なし

時辰儀	1	1					
六分儀	1	1					
航海曆	1	1					
羅針儀	3	3	3	2	2	2	1
<p>近海區域以上を航行區域とする船舶にありては一個は天象仰角を測り得べき器具を備ふることを要す。沿海の航行區域を有する船舶にありては一個は日本型磁石を用ふるも妨なし。湖川港内を限り航行する船舶にして管海官廳にて必要なしと認むるときは羅針儀を備へざるも妨なし</p>							
檣	常用	2		1		1	1
	豫備	2					
<p>総噸數40噸以上の汽船は甲種檣燈を備へ總噸數40噸未満の汽船には甲種又は乙種檣燈を備ふべし。近海以下の航行區域を有する船舶と雖も長さ45.7米以上なる時は常用燈二個を備ふべし。曳船に従事する汽船は常用燈として甲種檣燈二個以上を増備すべし。機關を有する帆船には汽船に準じ檣燈を備ふべし。湖川港内を限り晝間のみ使用する船舶は檣燈を備へざるも妨なし。豫備燈は油船燈となすことを要す</p>							
舷	常用	1對	1對	1對	1對	1對	1對
	豫備	1對	1對				
<p>帆船及總噸數40噸以上の汽船には甲種舷燈を備ふべし。總噸數40噸未満の汽船には甲種又は乙種舷燈を備ふべし。但し甲種兩色燈一個を以て代用することを得。湖川港内を限り晝間の航行のみ使用する船舶には舷燈を備へざるも妨なし。豫備舷燈は油船燈となすことを要す</p>							

船尾燈	1	1	1	1	1	1	1
<p>小形船に於ては甲種乙種又は丙種白燈を以て代用することを得。湖川港内を限り晝間の航行のみ使用する船舶には船尾燈を備へざるも妨なし</p>							
碇泊燈	2	2	1	1	1	1	1
<p>甲種、乙種又は丙種白燈なることを要す。近海以下の航行區域を有する船舶と雖も長さ45.7米以上なるときは碇泊燈二個を備ふべし</p>							
紅燈	2	2	2	2	2		
<p>総噸數40噸未満の汽船には紅燈及黒球の備あることを要せず。黒球は直徑610耗にして布其他保存に耐ふべき材料を用ひたるものなることを要す</p>							
黒球	2	2	2	2	2		
霧中號角	1	1	1	1	1	1	
火箭又は榴彈	12	12	6			6	
<p>榴彈を備ふるときは打上臺は遠洋區域を有する船舶にありては二個を備へ船首及船尾に於て一は右舷に他は左舷に据付くべし。又近海區域以下の船舶にありては一個を備へ適當の場所に据付くべし。口徑89耗以上の信號砲又は口徑140耗以上の白砲、附屬具及十二發以上の發射設備を備ふる船舶には火箭又は榴彈を備へざるも妨なし</p>							
信號青焰	12	6					
國旗	2	2	2	1	1	1	1
國際信號旗	1組	1組	1組	1組	1組	NC 2旗	
<p>總噸數100噸未満の船舶にはNC 2旗のみを備ふるも妨なし。但しNC旗のみを備へ若くは之を備へざる船舶と雖も信號符字の點符あるものは其の符字に對する信號旗を備ふべし</p>							

國際通信書	1	1	1	1	1	純噸數100噸未満の船舶には之を備へざるも妨なく又無線電信装置なき船舶には國際通信書中電信篇を備へざるも妨なし
船名錄	1	1	1	1	1	純噸數100噸未満の船舶には之を備へざるも妨なし。成可く最近刊行のものを備ふべし
信號燈	1	1	1	1		國際航海に従事する純噸數150噸以上の船舶に限り之を備ふべし

備考

1. 夜間營業所に在りて要招に應ずる水先船には甲種又は乙種白燈1箇を備ふべし。但し碇泊燈として甲種又は乙種白燈を備ふるときは之を以て兼用することを得
2. 夜間營業所に在りて要招に應ずる水先汽船には純噸數40噸未満のもの又は平水の航行區域を有するものと雖も紅燈1箇を備ふべし

昭和21年6月15日印刷納本  
昭和21年6月20日發行



航海士必携  
定價 1.8 圓

編者 神戸高等商船學校航海學部

東京都世田谷區弦卷町1/136

發行者 能勢行藏

東京都神田區錦町3/1

印刷所 大同印刷株式會社  
(東京32)

東京都世田谷區弦卷町1/136

發行所 會社 天然社

郵務東京79562番  
會員番號A19011番

配給元 日本出版配給株式會社 東京都神田區渡路町

558-Ko137



1200500746528

558  
Ko13

¥15.00

終